

経二第523号

令和6年7月24日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



「2024年度自治体キャラバン行動」に関する申し入れと懇談への対応の
お願いへの回答

「2024年度自治体キャラバン行動」に関する申し入れにつきまして、別添のと
おり回答します。

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号

寝屋川市経営企画部企画二課

担当：横手・木村

TEL 072-825-2019 (直通)

E-mail kikaku02@city.neyagawa.osaka.jp

「2024年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
1	1. 職員問題 ①大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。	職員の採用につきましては、引き続き、計画的に行ってまいります。	人事室
2	②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。	管理職の女性比率の向上に向けた昇任制度の確立を進めているところであり、引き続き、女性の活躍の更なる推進を図ってまいります。	人事室
3-1	③大阪には多くの外国人が住んでいる(現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい)にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケットクなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。	外国語のスキルを条件とした職員の採用は行っておりませんが、各部局へのヒアリングに基づき、職員の適性等を考慮して配置しており、今後も適正な配置に努めてまいります。外国語対応ができる職員数は把握しておりませんが、窓口等においては必要に応じて翻訳アプリ等を活用しながら対応しております。	人事室
3-2		寝屋川市における、令和6年4月1日時点の外国人人口と国別内訳は別紙のとおりです。	戸籍・住基担当
4	2. こども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について ①2023年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った18自治体においては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。	大阪府こどもの生活実態調査の報告書が公開され次第、内容の閲覧ができるよう、方法も含めて検討してまいります。	こどもを守る課

「2024年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
5	②子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮I世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態をふまえて以下について要望する。 イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乘せして支給額を増やすこと。	就学援助のオンライン申請につきましては、令和3年度から実施しております。また、支給額の増額につきましては、引き続き、国や府の動向を注視し、制度内容の充実に努めてまいります。	教育政策総務課
6	ロ、朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂やNPO組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。	子ども食堂等を開設する団体の数やボランティア人材が不足しているなどの課題があることから、子ども食堂等の活動が市内に広がるよう、引き続き、支援を進めてまいります。	こどもを守る課
7-1	ハ、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等は無償提供して協力すること。	市独自で展開している低所得世帯への食糧支援ではありませんが、寝屋川市社会福祉協議会では、善意銀行事業として、市民から預託された金品や地域貢献委員会の施設から預託された食料などを生活困窮状態が進んでいる世帯に提供し、地域の福祉・生活困窮者の支援のために有効活用しています。	福祉総務課
7-2		フードドライブにつきましては、令和4年10月から生活協同組合おおさかパルコープと連携協定を締結のうえ、常設実施しており、市民等の協力により集まった食材を、子ども食堂運営団体や市社会福祉協議会に提供しております。 引き続き、子ども食堂運営団体及び生活困窮者自立支援制度等を所管する福祉部門やフードドライブへの協力を得た事業所と連携を図ってまいります。	環境総務課
7-3		市補助金による子ども食堂への支援を行っており、併せて、民間企業やフードバンク等からの食材の寄贈・情報提供を行っております。	こどもを守る課

「2024年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
8	ニ、児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。	児童扶養手当の申請時、及び、現況届時については、国の通知等に基づいて適切に対応しており、必要以上の聞き取りを行うことはございません。 また、面接時の内容に応じて他の制度の紹介や日本語が苦手な方へできる限り配慮した対応に努めております。	こどもを守る課
9-1	③子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。	子ども及びひとり親家庭医療費助成の自己負担については、持続可能な制度運営をするため、府内共通の取扱いとして実施しており、今後も各市町村との整合を図る必要があると考えています。	医療助成担当
9-2		妊婦健康診査事業において、大阪府内の産科医療機関又は助産所での健康診査に対し、妊婦1回あたり17回、135,000円(多胎妊婦の場合は22回、160,000円)の助成を行っています。産婦健康診査事業においても同様に産婦1人あたり2回、10,000円の助成を行っています。また府外で受診された場合は、その費用を助成金として交付しています。引き続き本事業において妊産婦の経済的支援を継続してまいります。	子育て支援課
10-1	④小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。	就学前児童の給食費無償化につきましては、幼児教育・保育の無償化開始前においても、保育料の一部として保護者が負担してきたこと、在宅で子育てする場合においても生じる費用であることから、国において、保育料無償化後もこの考えを維持することを基本とし、実費徴収の取り扱いとされたところであり、本市においても国の方針に則しております。 現時点では、国からの補助等もなく、財源の確保に課題があると認識しており、各種無償化の実施については、様々な施策の優先順位を踏まえ、全庁的に検討していくものと考えております。	保育課
10-2		小中学校の給食につきましては、「今後の学校給食(温かい給食の拡充等)基本方針」に基づき進めてまいります。 小学校給食の無償化につきましては、国の動向や市の様々な施策の優先順位なども踏まえ、総合的に検討してまいります。 中学校給食の無償化につきましては、市独自の子育て支援策として、今後も継続して実施してまいります。	施設給食課

「2024年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
11-1	⑤学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。	スクールソーシャルワーカーは、家庭環境など子どもたちの抱える問題、不登校や非行などの問題に対して、学校・家庭や地域さらには関係諸機関等に働きかけることでその環境を調整するなど、早期解決を行う「福祉的アプローチ」を学校に取り入れることを目的としております。スクールソーシャルワーカーの活動につきましては、学校の実態に応じて精査し活動を行っているところです。	教育指導課
11-2		学校歯科検診において要受診と診断された児童生徒につきましては、文書による受診勧奨や、個人懇談等で直接の声掛けなどを行うとともに、市教育委員会において、受診率を把握した上で、必要に応じた指導を行っております。 また、口腔崩壊への対策につきましては、小学校入学前の就学時健診や就学後の学校定期健康診断、歯の健康展・市民の集い、企業とタイアップした全校参加の歯磨き大会など、歯を大切にすることを意識する取組を行っておりますが、引き続き、確実な受診につながる取組について検討してまいります。	学務課
12	⑥児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。	給食後の歯磨き指導につきましては、感染症拡大状況等に留意し、工夫しながら取り組んでいるところです。また、フッ化物洗口の導入につきましては、虫歯等を防ぐ取組の1つであると認識しておりますが、引き続き、自分の口腔内を清潔に保つことの重要性を児童・生徒に指導するとともに、保護者への啓発に努めてまいります。	学務課
13-1	⑦障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。	本市におきましては、一般の歯科診療で治療が困難な障害児に対して、寝屋川市立あかつき・ひばり歯科診療所において、障がい児歯科診療を実施しております。 市HPやパンフレットを活用し、周知しております。	子育て支援課
13-2		本市におきましては、障がい者の方が安心して歯科診療を受けることができるよう、保健福祉センター診療所において障害者歯科診療を実施しております。 一次医療圏において、障がい者の方を診療可能な歯科診療施設を案内するリーフレットの作成につきましては、引き続き関係機関と協議してまいります。	健康づくり推進課
14	⑧最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。	高等学校等の授業料の無償化や国・府による給付型奨学金制度が整備されていることもあり、現時点では実施困難です。	教育政策総務課
15	⑨公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。	⑨市営住宅全戸数562戸、空家戸数356戸(令和6年7月1日現在) 政策空家としておりますので、ご要望の取り組みは、現在は行っておりません。	まちづくり推進課

「2024年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
16-1	⑩保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。	民間保育施設に対して、保育士処遇改善事業や保育士宿舎借り上げ支援事業など、保育士確保を促進させる補助事業をパッケージ化した「待機児童ZEROプランR6」を推進しております。公立保育施設においては、今後も関係所管課と連携して人員確保に取り組んでまいります。	保育課
16-2		公設公営のため、国の基準に基づき運営しており、人員確保につきましては、今後も関係所管課と連携して積極的に取り組んでまいります。	社会教育推進課
17	⑪役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。	公共施設へのフリーWi-Fiの設置につきましては、市民サービスの『ターミナル化』推進計画等を踏まえ、施設利用者状況等を勘案し、検討してまいります。	DX推進室
18	⑫万博予定地の夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており3月28日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証明した。また、駐車場からゲートまで片道30分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場からは有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとまって弁当を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されていない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。	会場の安全性などについては、府教育長協議会において、緊急要望を手交しており、府教育委員会をはじめ、府や万博協会で責任をもって対応いただけるものと考えております。引き続き、府教育委員会を通じて情報収集に努めてまいります。	教育指導課

「2024年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
19	<p>3. 医療・公衆衛生</p> <p>①国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化（マイナ保険証）の方針に基づき、本年12月2日より、現行の健康保険証が廃止される（1年の経過措置あり）。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受けて、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。</p> <p>見本／東京保険医協会ホームページに 小金井市、調布市の「意見書」PDFが掲載</p> <p>保険証存続を求める協会陳情 調布・小金井2市で採択 東京保険医協会 (hokeni.org)</p>	<p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化につきましては、被保険者に向けてマイナンバーカードの利便性について周知を図るとともに、マイナ保険証の円滑な運用に努めてまいります。</p> <p>また、マイナンバーカードを持っていない方を含め、被保険者間で医療機関の受診にあたり、不利益が生じないように、大阪府市長会を通じて要望しております。</p>	国民健康保険担当
20	<p>②新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに終息していない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。大阪府は第8次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。</p>	<p>保健所における職員体制につきましては、感染症等の発生時においても、適正に対応できるよう配置してまいります。</p>	保健総務課
21-1	<p>③PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設置し周知徹底すること。</p>	<p>土壌調査に関しては、基準が未設定であり測定方法も暫定であることから、科学的な知見や市民対応に関するガイドラインを早急に作成するよう、大阪府市長会を通じて国へ要望しており、引き続き適切に対応してまいります。</p> <p>また、「PFAS相談窓口」に関しては、相談内容に応じ担当課が対応してまいります。</p>	環境保全課
21-2		<p>今後の国、府からの情報把握に努めるとともに動向に注視し、状況に応じて適切に判断し対応してまいります。</p>	保健総務課 保健衛生課

「2024年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
22	4. 国民健康保険 ①2024年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。	本市はこれまで、国民健康保険財政運営安定化基金の活用や市独自減免を実施し、被保険者の負担軽減を図ってまいりました。 令和6年度から、保険料が府内統一され、市独自での軽減措置ができなくなったことから、国及び府に対し、被保険者の負担軽減を図るため、様々な財源、施策を講じるとともに、府に対しては、柔軟な対応を可能とするよう、引き続き、要望してまいります。 また、本市の基金活用につきましては、大阪府国民健康保険運営方針等を踏まえ、適切に運用してまいります。	国民健康保険担当
23	②18歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。	子どもの被保険者均等割軽減につきましては、国及び府に対し、軽減の対象を未就学児に限定せず、対象年齢を拡大するとともに、軽減額を拡充するよう、要望しております。 また、傷病手当金につきましては、厚生労働省からの通知に基づき、被用者の療養中の生活を保障するための制度を整備した国民健康保険条例に基づき対応しています。 国民健康保険制度の周知につきましては、引き続き、チラシを保険料決定通知書等に同封するとともに、市ホームページ、広報、パンフレット等で制度を周知してまいります。	国民健康保険担当 徴収・納付担当
24	③3月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ2025年10月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。	マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う資格確認証の取扱いにつきましては、国からの通知等に基づき、適切に対応いたします。	国民健康保険担当
25	④国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。	外国語の対応につきましては、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の外国人向けのガイドブックを作成しております。	国民健康保険担当
26	5. 特定健診・がん検診・歯科健診等 ①特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。	特定健康診査及びがん検診につきましては、未受診者への受診勧奨方法の効果を検証し、必要に応じて、勧奨方法を見直すなど、引き続き受診率の更なる向上に取り組んでまいります。 また、外国語対応の案内につきましては、市のホームページにおいて自動翻訳機能（英語、韓国語、中国語等9か国語に対応）を用いて閲覧することが可能となっております。この他、市が発行している「外国人のための生活ガイド」において、健（検）診の実施について掲載しております。	健康づくり推進課

「2024年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
27	②大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。	<p>歯科口腔保健計画につきましては、寝屋川市の健康増進を総合的に推進するマスタープランである「寝屋川市健康増進計画」に包含し、推進しているところでございます。</p> <p>歯科口腔保健条例の制定及び成人歯科健康診査の拡大実施につきましては、歯周病疾患マニュアルの改訂により令和6年度から20歳・30歳が法定対象になったことから、対象年齢の拡充を検討してまいります。</p> <p>特定健診の項目に「歯科健診」を追加することは困難であると考えておりますが、成人歯科対象者に対し、周知・啓発を行い受診率向上に努めてまいります。</p>	健康づくり推進課
28	6. 介護保険・高齢者施策 ①第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。	<p>一般財源からの繰入れによる基準額の引下げにつきましては、国において適当でないと言われております。国庫負担の引き上げについては、調整交付金を国庫負担金と別枠とする要望の引き上げを引き続き行ってまいります。</p> <p>介護給付費準備基金の取り崩しについては、状況を見極めながら適切に対応してまいります。</p>	高齢介護室
29	②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。	<p>市独自の減免制度につきましては、所得要件等について、他市の状況を調査・研究する中で、その必要性について見極めてまいります。</p>	高齢介護室
30	③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。	<p>低所得者の利用料減免制度につきましては、市独自制度の創設は現時点では考えておりません。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）につきましては、個々の事情を確認し、適切に対応してまいります。</p>	高齢介護室

「2024年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
31	<p>④総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を奨励し、認定申請を抑制しないこと。 ロ、総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。 ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。 ニ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。</p>	<p>イ、利用するサービスにつきましては、継続・新規に関わらず、アセスメントの結果を基に利用者の状態に応じ自立支援に向けたサービスを選択、決定することとなります。また、サービスの利用に当たっては、要介護（要支援）認定申請をすることとしています。 ロ、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の対象につきましては、国の動向を注視し、国の基準に沿った運用を行ってまいります。 ハ、総合事業の現行相当サービスの単価につきましては、従来額のとおり設定しています。 ニ、自立支援型地域ケア会議などにつきましては、高齢者の自立支援を目的とした運用を行っています。</p>	高齢介護室
32	<p>⑤保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。</p>	<p>介護サービスの提供につきましては、高齢者保健福祉計画に基づき適切に行うとともに、介護予防・自立支援に向けた取組及び介護給付適正化計画に基づく適正化事業を実施してまいります。</p>	高齢介護室
33	<p>⑥介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。</p>	<p>国や大阪府の介護職・介護業務の魅力発信等事業などの様々な事業を積極的に活用しながら連携して取り組んでおりますが、介護人材の確保は全国的な課題であり、抜本的な解決のためには、国による制度改革が必要であると認識しております。</p>	高齢介護室
34	<p>⑦入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。</p>	<p>施設整備につきましては、高齢者保健福祉計画に基づき、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備を行っております。</p>	高齢介護室
35	<p>⑧次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1, 2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。</p>	<p>次期介護保険見直しの検討課題につきましては、今後、国の動向を注視してまいります。</p>	高齢介護室

「2024年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
36	⑨高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。	高齢者の見守りについては、地域に根差した取組を推進できるよう、関係機関、事業者とのネットワークの構築を推進し、対応してまいります。	高齢介護室
37	⑩介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげることに。	介護保険被保険者証のマイナンバーカード化につきましては、今後、国の動向を注視してまいります。	高齢介護室
38	⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。	今後の国の動向を注視してまいります。	障害福祉課
39-1	⑫新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。	新型コロナワクチンにつきましては、定期接種として、対象者には接種費用の一部は自己負担として接種できる体制を進めてまいります。	健康づくり推進課
39-2		介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布につきましては、国・府の方針に従い、実施しておりません。	高齢介護室
40	⑬2022年10月より75歳以上の医療費が2割化され、「2割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は2021年3月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。	福祉医療につきましては、府市共に厳しい財源の中で、将来を見据え制度の持続可能性を高めることを目的とし、より重度な障がいや疾病を持つ方が持続的に適切な医療を受けることができるよう、制度の再構築を行ったものと認識しております。	医療助成担当
41	⑭带状疱疹は80才までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に带状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。	带状疱疹ワクチンについては、国が定期接種化に向けて検討を進めていることから、国・府の動向を注視してまいります。	健康づくり推進課
42	7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療 ①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。	法律に基づき適正に対応してまいります。	障害福祉課

「2024年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
43	②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。	国からの通知に基づき適正に対応してまいります。	障害福祉課
44	③介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。	国からの通知に基づき該当するケースを把握したうえで、適切に対応してまいります。	障害福祉課
45	④介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。	法律や国からの通知に基づき、個々の状況に応じて適切に判断し対応してまいります。	障害福祉課
46	⑤介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること	今後の国の動向を注視してまいります。	障害福祉課
47	⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること	今後の国の動向を注視してまいります。	障害福祉課
48	⑦障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。	総合事業については、利用者にとって適切なサービスが提供されるよう実施しています。	高齢介護室
49-1	⑧障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。	低所得者に対する利用料の軽減策については、国及び大阪府に対し総合的かつ統一的な対策を講じるよう要望しております。	高齢介護室
49-2		今後の国の動向を注視してまいります。	障害福祉課
50	⑨2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。	重度障害者医療費助成制度については、持続可能な制度運営をするため、府内共通の取扱いとして実施しており、今後も各市町村との整合を図る必要があると考えています。	医療助成担当

「2024年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
51	8. 生活保護 ①コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。	「扶養照会」につきましては、厚生労働省通知等に基づき対応しております。生活保護相談時に申請意思を表明した場合は、速やかに申請を受理しております。	保護課
52	②大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度Ⅰ世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。 札幌市生活保護ポスター https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf 寝屋川市生活保護チラシ hogoshinseisodan.pdf (city.neyagawa.osaka.jp) 枚方市生活保護ホームページ https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html	令和4年度に作成し本庁舎等に掲示しております。	保護課
53	③ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。	生活保護の実施体制につきましては、被保護世帯の実態に応じてケースワーカー及び支援員等を配置しております。また、研修会等への参加や職場内研修等を通じて、生活保護手帳及び問答集への理解をより深める取り組みを実施しております。保護費の決定通知書につきましては、扶助別の支給額を記載しております。	保護課
54	④シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。	家庭訪問につきましては、世帯の状況に応じて行っております。	保護課
55	⑤自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとする。こと。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)	令和5年度に「生活保護の説明」、「生活保護のしおり」の見直しを行いました。今後も必要に応じて見直しを行ってまいります。また、冊子は窓口カウンターに備えております。申請書は相談で申請の意思を明らかにされた方に説明を添えてお渡ししています。	保護課
56	⑥警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。	警察OBにつきましては、窓口での暴力的言動等に対応するため、引き続き配置します。本市生活保護適正化ホットライン事業は、生活保護制度の適正化に向けた取組であり、引き続き適切に実施します。	保護課

「2024年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
57	⑦物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。	法令及び厚生労働省通知等に基づき対応するとともに、国の動向を注視してまいります。	保護課
58	⑧住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。	住宅扶助につきましては、個々の生活保護世帯の状況に応じて、経過措置の適用や特別基準の設定を行っております。	保護課
59	⑨医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。	法令及び厚生労働省通知等に基づき対応するとともに、国の動向を注視してまいります。	保護課
60	⑩国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。	厚生労働省通知等に基づき対応するとともに、国の動向を注視してまいります。	保護課
61	9. 防災関係 ①災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。	中学校体育館の冷暖房につきましては、全校設置済みであり、小学校体育館の冷暖房につきましては、計画的に設置してまいります。 また、体育館のトイレの整備率は、現在100%となっており、校舎棟のトイレについても洋式化100%に向け計画的に進めてまいります。	施設給食課
62	②能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。	スフィア基準につきましては、人道支援における最低基準であり、被災者の安定した生活や健康維持のために重要な指針であると認識しており、今後、先進市の事例を調査・研究してまいります。	防災課
63	③高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。	要望を頂いた団体に対して、市の防災ガイドブックやハザードマップを用いて、防災出前講座を実施しております。(出水期は除く)	防災課